



山菜(アザミ)下処理の風景

今年も
春の香りが届きました

寿光園の屋根の下

第127号
平成26年 5月
発行元
高清水寿光園

今年もやっぱり

施設長 今泉博雄

先程公表された人口統計推計で、秋田県は全国一の人口減少率・高齢化率・出生減少率となりました。いづれも芳しくない、未来を暗く予測する数値でした。しかし、四季豊かなこの秋田を生涯の地と決めて以上は、一つひとつの課題に知恵を出し全力で挑戦していくしかありません。二〇〇〇年に措置施設から介護保険による契約施設となり、要介護者への自立支援サービスを提供する事業所となって早十五年。いよいよ団塊の世代が後期高齢期となる二〇二五年が迫ってきて、その対応策として推進されているのが「地域包括ケアシステム」の構築です。介護を社会保険制度に乗せた十五年前には、既に「二十五年問題」は予測された状況であり、特養待機者五十万人超や認知症高齢者四百万人超を例にしても早急な対応が迫られています。一方、何よりも経済の復興を最優先としたアベノミクスも第三の矢で

ある成長戦略が旧来の壁を突破せず、すべてを社会保障のためとした消費税増税も年金と医療に大半を食われて介護には回って来そうにありません。むしろ利用者負担増や給付制限・利用制限等、制度持続のための『重点化と効率化』として、当初の制度設計からかけ離れた政策変更が行われようとしています。とは言え、入所された利用者さんから求められているのは、安全と安心そして信頼のおける質の高いサービスです。基本的な知識と技術に加えて一人ひとりの利用者さんの状況にピッタリと合わせる想像力が必要で、十人十色で誰れ一人として同じ人生を歩まれて来なかつた方々が、ここ寿光園で一緒に暮らすというご縁です。サービスする職員にとってもご縁です。このご縁を信頼のおける豊かなものにする為に、日々の努力が欠かせません。今年もやっぱり『ありがとう、えがったなあ』と利用者さんから言われることが目標です。

新任職員 紹介・挨拶



相談員 熊谷 和史



この度、南寿園アイサービスから寺内地域包括支援センターへ転勤してきました。熊谷和史です。まだまだ不慣れな点が多々ありますが、皆さんに支えられ、がんばります。今後、よろしくお願ひします。

介護員副主任 藤原千恵子



今年度、雄高園より異動してまいりました藤原です。前々年度迄、高清水寿光園で勤務しておりました。覚えていらっしゃる方もおられると思います。ご利用者様が楽しく安心して過ごして下さいます様に、支援させて頂きます。どうか、宜しくお願い致します。

看護員 田中 恵子



はじめまして。四月一日より高清水寿光園に勤務している看護員の「田中恵子」です。「いつも笑顔で優しく」をモットーにがんばっていきたくと思っています。よろしくお願ひします。

調理員 船木 果乃



今年度、新社会人になりました。初めてのことが多く、早く仕事を覚えて、皆さんの役に立てるように頑張りますのでよろしくおねがいします。

介護員 鈴木三智子



入職して早四ヶ月、まだまだ何事も覚えませんが、春風の様に暖かく、寛大な諸先輩方に助けられていることを深く感謝している今日この頃です。今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

介護員 富田 明美



昨年九月よりパート介護員として勤務させて頂いております。施設での仕事は初めてですが、ご利用者様に安全で安心にお過ごし頂ける様に、頑張ってお参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

介護保険制度改正の展望

相談係長 伊藤 哲也

平成27年4月に介護保険制度改正があります。平成12年の制度創設以来、来年度は5回目の改正で、介護報酬改正と制度改正という非常に大きなものとなります。今回の制度改正は大きく3点です。①要支援1・2の対象者について介護保険給付(予防給付)から、訪問介護と通所介護を外し、地域支援事業に再編すること、②一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割へ引上げ、③特別養護老人ホームへの入所対象者を原則要介護3以上にする等です。具体的には特別養護老人ホームの利用者の生活はどのように変わるのか。1割負担から2割負担となる対象者については、年金収入額が280万円以上の方々になる見込み。また低所得の施設利用者の食事・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加。詳細は一定額以上の預貯金額、世帯分離した場合でも配偶者が課税されている場合、非課税年金についても収入として勘案、といった内容が盛り込まれる見込みです。次の特別養護老人ホームへの入所条件も厳格化され、原則要介護3以上の方々に限定されます。尚、やむを得ない理由により要介護1又は2の方々であっても、特例的に特養入所が可能になるよう議論がなされており、現在入所されている利用者で要介護2以下の方々については、経過措置を設けて引き続き入所継続が望ましいという方向性が示されています。特養入所要介護3以上は平成27年4月から、一定以上の所得のある方の自己負担割合を1割から2割、補足給付の要件の見直しは平成27年8月からの案が現在示されています。

ここで地域包括ケアシステムについて少し触れなければなりません。団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年を目前に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築の実現を国は目指しています。そのためには市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが重要となります。平成27年度の制度改正は医療と介護の連携強化、すなわち医療・介護一体改革に向けた第一歩でもあります。また自立支援の考え方に沿った介護サービスの提供、高齢者の住みやすい確保や介護予防対策の強化などにより、来たる平成37年に向けた地域包括ケアシステム完成へのスタートラインの改正ともいえます。最後に改正内容について骨格は固まっていると思われませんが、運用等については今年度の様々な議論検討により、平成26年度末までに決定いたしました。

編集後記

深緑の色増す季節となりました。そのような中、新たな顔ぶれも加わり、新年度をスタート致しました。今年度も、ご利用者様の笑顔を少しでも多く引き出せるよう、職員一丸となって努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。(広報編集委員一同)

職員募集

社会福祉法人秋田県厚生協会のホームページを作成しました。



適時更新しておりますので、どうぞご覧下さい。
<http://www.akitaken-kouseikyokai.jp>